



### 人口のうごき

5月1日現在（ ）は昨年比  
総人口 2,299人（△73）  
男 1,088人（△39）  
女 1,211人（△34）  
世帯数 1,223世帯（△27）

## 住宅耐震改修のお知らせ

お問い合わせ先 総務課  
☎ 0887 (38) 2811

## 地震から命を守る

令和6年1月1日に発生した能登半島地震における死者のうち、約8割は「家屋の倒壊」によるものでした。強い揺れから命を守るためにも住宅の耐震改修を行いましょ。

田野町では昭和56年5月31日以前に建築された住宅に対して耐震改修の補助事業を実施しています。



**事業の流れ**

耐震診断 (無料) → 耐震設計 (30.5万円) → 耐震改修 (122.5万円)

※ ( ) は補助限度額になります。  
※ 補助金には各種要件があります。

(一財) 消防防災科学センター  
<http://www.isad.or.jp/>

## 風水害に備えて

お問い合わせ先 総務課  
☎ 0887 (38) 2811

近年、全国各地で集中豪雨などによる災害が発生し、大きな被害を引き起しています。これから迎える台風シーズンを前に、災害から身を守り、被害を少なくするため、事前の備えをしておきましょう。

## 1. 家の周りの備えを確認しましょう。

『雨戸や窓の補強は?』『家に設置しているアンテナ類や看板は飛んでいかないか?』『物干し竿や鉢、プランターは大丈夫?』…日頃の点検はご自身の安全とともに周囲の方々の安全を守ります。事前の点検をお願いします。

また、『懐中電灯』や『携帯ラジオ』といった持ち出し備品類の確認も併せて行いましょう。

## 2. 土のうの提供について

予想される水害への備えとして、「土のう」を提供します。

- (1) 土のうの運搬は希望者ご自身でご対応ください(土のうを運搬する前に、総務課へ連絡をお願いします)。
- (2) 提供できる土のうの数は、原則として10袋程度(戸建て住宅等1世帯当たり)を上限とします。
- (3) 降雨等による警戒態勢や災害対応中は、提供できない場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 使用済みの土のうは、再利用をいただくかご自身で処分をお願いします。
- (5) 大雨が降りだしてからの準備は危険です。早めに準備しましょう。

## 【土のう提供場所および連絡先】

| 提供場所     | 住所         | 連絡先                                       |
|----------|------------|---|
| 田野町消防団屯所 | 田野町 1818-1 | (総務課) 0887 (38) 2811<br>受付時間 8:30 ~ 17:15 |

※身体的な理由などで、「土のう」提供を希望しても、指定場所に取りに行けない方は総務課に、ご相談ください。  
(注意：災害発生前の平常時のみの対応となります。)

## 水路への転落事故に注意しましょう

お問い合わせ先 産業建設課  
☎ 0887 (38) 2813

田んぼではトラクターや農作業用の機械が多く動き始め、いよいよ農繁期に入ってきます。農繁期に入ると特に用水路の水位が高く、急流になり、子どもたちや高齢者の方が転落すると、自力ではい上がることが難しい場所がありますので、注意しましょう。

特に、農作業の盛んな季節、台風・大雨等が発生する時期には、ため池や水路の水位が高く危険性も高まります。

農業用のため池などの施設には関係者以外立入禁止ですので、立ち入ることの無いようお願いいたします。

また、集中豪雨等の際にはため池周辺に近寄らないようにしましょう。

町内のため池については、田野町ホームページに掲載する「ため池ハザードマップ」をご確認ください。



## 令和8年度田野町地域振興商品券のお知らせ

お問い合わせ先 地域振興課  
☎ 0887 (37) 9316

原油高騰における光熱水費・物価高騰に直面する生活者に対する経済的負担軽減、地域内消費の喚起、地域経済の回復と活性化を目的として、田野町にお住まいの皆さまに「田野町地域振興商品券」を交付しています。

**商品券は、令和8年12月31日（木）までにご使用ください。期限を過ぎると使用できません。**

### 《交付対象者》

田野町住民基本台帳（令和8年4月1日現在）に登録されている方（世帯主宛に送付）

### 《受取がまだの方》

郵便局での保管期限経過により返戻された商品券を地域振興課で保管しております。長期ご不在等により保管期限までに受取ができなかった方は、一度ご連絡をお願いいたします。

### 《登録事業者の方》

使用済み商品券の換金請求は、令和8年5月15日（金）から開始しております。

※請求日によっては翌月の振込になる可能性があります。

※使用済み商品券の裏面に店舗名をご記入ください。

「田野町地域振興商品券」の指定店は、折込みチラシまたは田野町ホームページをご確認ください。

## 安芸警察署からのお知らせ

お問い合わせ先 安芸警察署  
☎ 0887 (34) 0110

### ＜水難事故にあわないために＞

6月～8月は「水難事故防止期間」です。

命を守るため、海や川へ入るときには必ずライフジャケットを着用し、危険な場所には立ち入らないようにしましょう。

釣りを楽しまれる方は、釣り道具よりも命を優先し、溺れそうになった時には釣竿を手放しましょう。

気象情報やダム の放流情報をチェックし、悪天候の日やその翌日は絶対に水辺に行かないようにしましょう。



# 大雨による川の増水にご注意！

お問い合わせ先 電源開発株式会社高知電力所  
☎ 0887 (38) 4003

## 【大雨による奈半利川の水の増え方】

- ・今年もまもなく梅雨入り・前線の通過および台風を迎える時期となり、奈半利川流域でも集中並びにゲリラ豪雨が発生し川の水が増えることが予想されます。
- ・上流域での集中・ゲリラ豪雨により、急激な増水が下流域で発生することがあります。また、上流域で雨が降らなくとも下流域の雨だけで川が増水することもあります。

## 【事前放流の運用開始について】

- ・近年激甚化する水害に備え、大雨が予測された場合に、事前にダムを水位を下げておく取り組みとして「事前放流」を行うことがありますのでご注意ください。
- ・事前放流は大雨が降る前に開始しますが、ゲート操作や周知方法は従来の放流と変わりません。

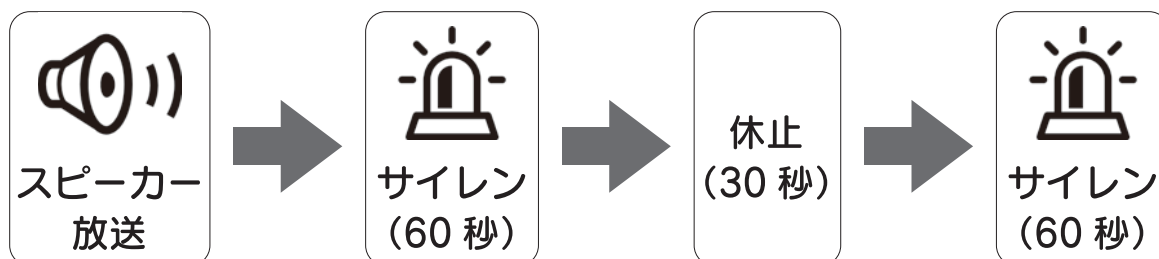
## 【上流域で増水した時のダムの運用】

- ・上流域で大雨が降った場合、魚梁瀬ダム・久木ダム・平鍋ダムには大量の水が流れ込み、この増水をダムから流すことがあります。
- ・ダムから水を流し始める時やダム放流量 10m<sup>3</sup>/s 未満が続いた後にダム放流量を増やす時は、ダム下流の皆さんにサイレン局の放送とサイレンでお知らせします。この際、下流に向け順にパトロールも行っています。

## 【流域の皆さんへのお知らせの方法】

### ○増水によるダムからの水が到達する時：スピーカー放送とサイレン

- ・増水によりダムから流した水は徐々に下流へ流れて来ますが、水が流れて来る前にサイレン局のスピーカーで放送した後、引き続きサイレンを2回鳴らしてお知らせします。



### ○増水によるダムからの水が続いている期間：回転灯と電光板

- ・ダムから増水を流している間はサイレン局の回転灯が回り続け電光板でも表示します。終了した際は、回転灯は停止、電光板は表示を止めます。

※各ダム状況や長山発電所の発電予定のお問い合わせは『電源開発テレホンサービス』まで。

☎ 0120 (780) 328 (フリーダイヤル)、または☎ 0887 (38) 2525

※各ダム状況は、『高知県水防情報システム』からも確認いただけます。



高知県水防情報システム QR コード

※ QR コードは(株)デンソーウェブの商標登録です。

## 令和8年度より国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が加算されます

これまで国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計で年間の税額を計算しておりましたが、これに“子ども・子育て支援金分”が加算されます。

【子ども・子育て支援金制度が始まります】

この制度は、「子ども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な子ども・子育て支援金の強化に向けた施策に対する安定した財源を確保するため、令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、創設されました。

子ども・子育て支援施策にかかる財源の一部に充てるための特定財源として、医療保険の加入者や事業主の方々を含む全世代・全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育てを支えるため、医療保険料とあわせて所得に応じて拠出を求める仕組みとなっています。

公的医療保険制度  
加入者の皆様へ

こども・子育て世帯を応援！

### 子ども・子育て支援金制度が開始します

こども未来戦略  
こども家庭庁

**「子ども・子育て支援金制度」って何？**

・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

**なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？**

・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため子育て支援は**全ての方にとってメリット**があります。

・そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしております。

**いつから始まるの？**

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが**実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。**


※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

**支援金額はどのくらいになるの？**

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、**全ての医療保険制度の加入者で平均すると、令和10年度で月額 450円（令和8年度は250円）**と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※この額は全国平均の目安であり、実際の負担額は加入している医療保険の種類や、所得、世帯の状況（被保険者数等）により異なります。



# 後期高齢者医療制度について

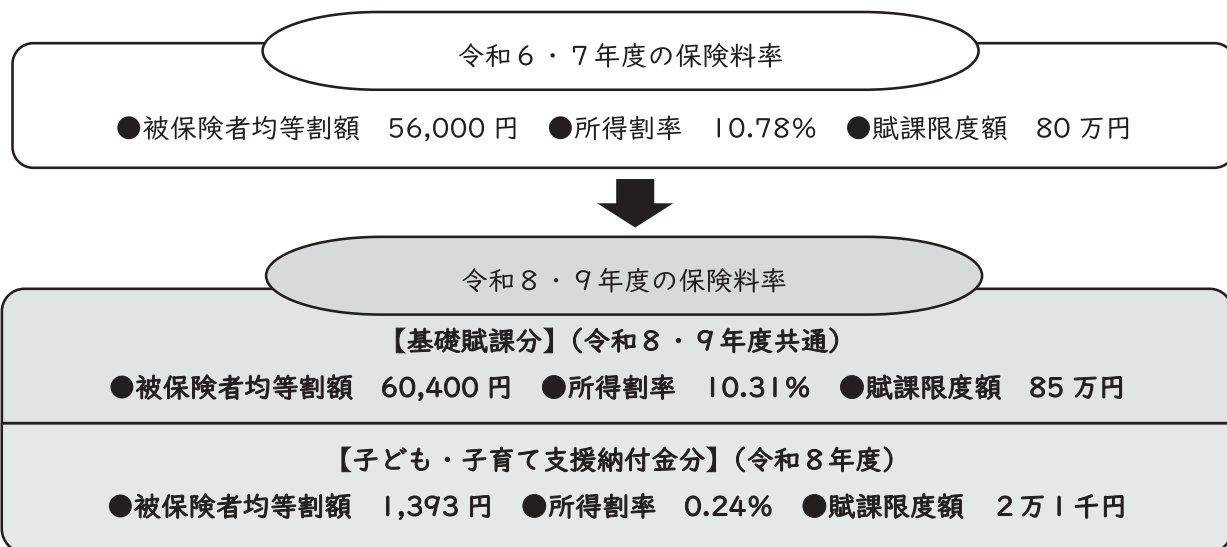
お問い合わせ先 住民福祉課  
☎ 0887(38)2812

## 後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率が決まりました 令和8年度から子ども・子育て支援金が始まります

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

令和8・9年度の保険料率については、基金を活用したうえで、以下のとおり見直しました。高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来に渡って、安定した制度運営を行い、被保険者の皆さまに安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いいたします。

また、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が始まります。子ども・子育て支援金制度は、すべての世代や企業から拠出された支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。



令和8年度の個々の保険料額につきましては、前年(令和7年)中の所得が確定した後、基礎賦課分および子ども・子育て支援納付金分それぞれで計算が行われ、次の方法により7月初旬に決定する予定です。

### ★令和8年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\text{基礎賦課分 (賦課限度額 85万円)} = \left( \text{被保険者均等割額 } 60,400 \text{円} \right) + \left( \text{所得割額 } \text{賦課基準額} \times 10.31\% \right)$$

$$\text{子ども・子育て支援納付金分 (賦課限度額 2万1千円)} = \left( \text{被保険者均等割額 } 1,393 \text{円} \right) + \left( \text{所得割額 } \text{賦課基準額} \times 0.24\% \right)$$

$$\text{1人あたりの年間保険料} = \text{基礎賦課分} + \text{子ども・子育て支援納付金分}$$

○賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。

◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。5割・2割軽減対象者の基準が広がりました。

また、基礎賦課分および子ども・子育て支援納付金分それぞれの被保険者均等割額で軽減が適用されます。

(基礎賦課分＝㊦、子ども・子育て支援納付金分＝㊧)

| 軽減の割合 | 軽減後の被保険者均等割額 | 同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額（※1）                           |   |
|-------|--------------|---|---|
|       |              | 改正前（令和7年度）  | 改正後（令和8年度以降）  |
| 7割    | ㊦ 16,912円※2  | 43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) 以下                    | 変更無し  |
|       | ㊧ 417円       |   |   |
| 5割    | ㊦ 30,200円    | 43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (30.5万円 × 被保険者数) 以下 | 43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (31万円 × 被保険者数) 以下 |
|       | ㊧ 696円       |   |   |
| 2割    | ㊦ 48,320円    | 43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (56万円 × 被保険者数) 以下   | 43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数(※1) - 1) + (57万円 × 被保険者数) 以下 |
|       | ㊧ 1,114円     |   |   |
| 軽減無し  | ㊦ 60,400円    | 上記以外の方  | 変更無し  |
|       | ㊧ 1,393円     |   |   |

※1 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超えるまたは公的年金等収入が125万円（65歳未満の方は60万円）を超える世帯主および被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

※2 令和8・9年度の基礎賦課分に係る7割軽減対象者に対しては、さらに0.2割の軽減を行います。

●軽減判定の注意点

- ・65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- ・事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します。（専従者給与所得は専従者本人の給与所得から除外します）
- ・譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。

## 国民年金だより

お問い合わせ先

住民福祉課

☎ 0887(38)2812

南国民年金事務所

☎ 088(864)1111

産前産後期間の届出をすると…

**4か月分（およそ6万8千円）※の**

**国民年金保険料の納付が免除され、納付したものとして年金額に反映されます！**

※多胎妊娠の方は6か月分（およそ10万円）

対象となる方・受付期間

●平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の方が届出の対象です。

◆妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産を含みます）。

●出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

国民年金第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人

国民年金保険料の納付が免除される期間

●届出をすると、出産予定月（または出産月）の前月から4か月分の国民年金保険料が納付されたことになりま  
す（将来の年金受給額は減りません）。

●すでに該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。

◆該当期間分の保険料について経済的な理由等により免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の届出をしてください。

●産前産後免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

◆付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が加算されます。

## 令和8年度狂犬病予防集合注射の実施について

お問い合わせ先 住民福祉課  
☎0887(38)2812

狂犬病予防法により、生後3か月以上の犬は、毎年1回の予防注射を受けることが義務付けられています。

下記のとおり令和8年度の狂犬病予防注射を実施しますので、ご都合の良い会場に来場のうえ、注射を受けてください。

なお、当日都合により予防注射を受けられない場合は、動物病院で狂犬病予防注射を受けてください。



## 狂犬病予防接種日程

|    |                    |                   |
|----|--------------------|-------------------|
| 日時 | 令和8年6月12日(金) ※雨天決行 |                   |
| 場所 | 湊集会所               | 午前9時00分～午前9時50分   |
|    | ※大野集会所             | 午前10時00分～午前10時20分 |
|    | 千福集会所              | 午前10時30分～午前10時50分 |
|    | 二十三士公園             | 午前11時00分～午前11時20分 |
|    | 町役場前               | 午前11時30分～午後0時30分  |

※今年度から場所が大野集会所に変わっておりますので、ご注意ください

## ◎料金(1頭につき)

|    |             | 登録済みの犬 | 登録が済んでいない犬 |
|----|-------------|--------|------------|
| 内訳 | 犬登録料        |        | 3,000円     |
|    | 予防注射料       | 2,950円 | 2,950円     |
|    | 予防注射済票交付手数料 | 550円   | 550円       |
| 合計 |             | 3,500円 | 6,500円     |

※犬の登録は生涯1回です。登録済みの犬は登録料がかかりません。

※犬の新規登録の場合、印鑑をご持参ください。

※注射の際は、お釣りのないようご協力ください。

## ■注意事項■

- ◎当日、犬の体調が優れない時は予防接種を受けることができない場合があります。高齢や病気など、体調面で不安がある場合は、予めかかりつけの獣医師とご相談ください。
- ◎フンの処理袋などを持参し、排泄物を持ち帰るようご協力をお願いします。
- ◎犬に首輪(または胴輪)とリードを装着し、リードは短く持ち、他の犬に近づきすぎないように注意をお願いします。また、首輪や胴輪の緩みや劣化がないか確認をお願いします。
- ◎飼い犬が死亡したとき、飼い主または住所等に変更があったときは、役場へ届け出てください。なお、犬の死亡届け出等をされる場合には、犬鑑札および注射済票、印鑑をご持参ください。



# 地域猫活動をご存じですか？

お問い合わせ先 住民福祉課  
☎ 0887 (38) 2812

「野良猫の糞尿被害に迷惑している」「捨て猫がいて心を痛めている」「野良猫に餌をやる人がある」など、猫が好きな人とそうでない人の間で起こるトラブルは、地域課題の一つです。それぞれの思いは異なりますが、共通するのは、「野良猫を減らしたい」という思いではないでしょうか。



## ○地域猫とは

「地域猫」とは、特定の飼い主がおらず外で生活し、地域住民の方々の合意のもと特定の餌場やトイレを設置し、皆で適切に面倒を見ている「地域で管理されている猫」のことで、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせます。

## ○地域猫活動について

地域住民の理解・協力のもと今いる野良猫と付き合いながら、適切に管理することで、野良猫問題を解決し、「住みよい地域」をつくるのが、地域猫活動です。

町では、活動に取り組む団体に、猫の不妊去勢術等に係る経費などに補助を行い活動の普及に力を入れています。



## ○地域猫活動の取り組み

- ・ 地域住民に説明し、理解を得る。  
趣旨を十分に説明し、理解を得てから活動を開始
- ・ 不妊去勢手術の実施  
猫を捕獲し、所定の動物病院等で手術後、地域猫の証として、獣医師が耳にVカットを施し元の生息地に戻す。
- ・ 糞尿の始末をする  
トイレを設置し、糞尿の始末や清掃をする。
- ・ 適切な餌やり  
餌の時間と場所を限定し、食べ残しはすぐに片付け、置き餌はしないようにする。



## ○田野町における取り組み

町では、地域猫活動団体に去勢手術等費用や地域猫活動に係る費用について助成を行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

# 児童手当制度の仕組みと現況届について

お問い合わせ先 住民福祉課  
☎ 0887 (38) 2812

児童手当は、家庭等における生活の安定とこれからの社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童を養育する父母などに手当を支給する制度です。

## 【制度の仕組み】

### ●支給対象のお子さま

0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さま（高校生年代までのお子さま）

### ●受給者

田野町に住所があり、対象のお子さまを養育している方

※父と母がともにお子さまを養育している場合、お子さまの生計を維持する程度の高い方（原則所得の高い方）が受給者となります。

### ●手当額

| お子さまの年齢     | 手当の額（お子さま一人当たり月額）       |
|-------------|-------------------------|
| 0歳～3歳未満     | 15,000円（第3子以降は 30,000円） |
| 3歳以上高校生年代まで | 10,000円（第3子以降は 30,000円） |

※「第3子以降」とは、年齢が上のお子さまから数えて3人目以降のお子さまのことです。

数え方は、0歳から22歳年度末までの範囲のお子さまを年齢の上から順に数えます。

### ●手当の支給日

2月・4月・6月・8月・10月・12月の各10日に、支給月の前2か月分の手当を支給します（年6回）。

※支給日が土・日・祝日の場合は、直前の平日です。

※支給の通知等はありませんので、通帳を記帳するなどして確認してください。

児童手当の6月定期支給日は  
6月10日（水）です。

## 【現況届について】

児童手当の現況届とは、児童手当の受給者の毎年6月1日の状況を把握し、児童手当を引続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

受給者の状況を公簿等で確認できる場合は、現況届の提出は原則不要となりました。

ただし、一部の方は引き続き現況届の提出が必要となります。

### ●現況届の提出が必要な方

1. 第3子以降の加算（多子加算）の算定対象者（18歳年度末以降22歳年度末までの間にあって、監護相当・生計費の負担があるお子さま）のうち、職業等が学生以外のお子さまがいる方※
2. 離婚協議中で配偶者と別居されている方
3. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と実態が異なる方
4. 支給要件児童の戸籍および住民票がない方
5. 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
6. その他、田野町から提出の案内があった方

※第3子以降加算の認定をされている世帯のうち、算定対象の大学生年代のお子さまが学生以外（就職等）の場合は、毎年度現況届の提出が必要です。

### ●提出期限 令和8年6月30日（火）

現況届の提出が必要な方には、5月下旬にご案内を送付していますので、期日までに提出をお願いします。提出のない場合、8月分（10月支給分）からの支給が差止めとなる場合がありますのでご注意ください。

# 田野町物価高騰対策事業について

お問い合わせ先 地域振興課  
☎ 0887 (37) 9316

原油価格・物価高騰の影響を受けた事業所に、**田野町事業者物価高騰対策支援金**を交付します。要件等をご確認いただき、該当する事業者はご活用ください。

## 給付対象の主な要件（事業収入により売上がある法人、個人事業主）

- ①町内に住所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（法人、個人事業主）。※公共法人・政治団体・宗教上の組織または団体は除きます。  
（中小企業基本法に該当しない医療法人等にあつては、田野町医療・介護施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和8年田野町要綱第4号）第3条第1項各号に該当する者は対象となります。）
- ②令和8年1月1日以後継続して町内で事業を営んでおり（個人事業主の場合は町内に住所票を有し、かつ事業収入が主たる収入である者）、引き続き町内で事業を行う意思があること。
- ③令和7年1月から同年12月までのうち、任意の1月における事業に要した電気、ガスおよび燃料費の支払総額（これらを販売する目的で購入した場合の費用を除き、消費税および地方消費税を含む。）が5万円（個人事業主の場合4万円）以上であること。

## 給付額

○支援金額（一律）※1回限り

・法人：**10万円**

・個人事業主：**5万円**

## 受付期間

令和8年3月16日（月）～  
令和8年6月30日（火）まで  
（8：30～17：15 土日祝を除く）

## 支援金の計算例（個人事業主の場合）

|      | 1月  | 8月  | 11月 |
|------|-----|-----|-----|
| 電気   | 2万円 | 0万円 | 3万円 |
| ガス   | 2万円 | 0万円 | 0万円 |
| 燃料費  | 1万円 | 7万円 | 0万円 |
| 合計額  | 5万円 | 7万円 | 3万円 |
| 補助対象 | ○   | ○   | ×   |

※事業に要したものが対象となります。  
※任意の1ヶ月のみです。

## 提出書類

| 書類名        | 内容  | 法人 | 個人 |
|------------|---|----|----|
| 交付申請書      | 様式第1号（両面記入）   | ●  | ●  |
| 確定申告書類（法人） | 別表1の控えの写し   | ●  | —  |
|            | 法人事業概況説明書の控えの写し                                       | ●  | —  |
| 確定申告書類（個人） | 第1表の控えの写し   | —  | ●  |
|            | 青色申告決算書、または収支内訳書の控えの写し                                | —  | ●  |
| 領収書等の写し    | 利用額・利用月・利用者・利用会社、品目等が確認できる領収書やレシート、請求書や支払い実績（通帳の写しなど） | ●  | ●  |
| 通帳の写し      | 金融機関・支店名・口座番号・名義人がわかるもの                               | ●  | ●  |
| 本人確認書類写し   | 運転免許証・マイナンバーカード等                                      | —  | ●  |

※申請される方は要綱（町ホームページ掲載、地域振興課窓口にて配布）をご確認いただき、申請書および上記●印の書類を地域振興課まで持参または郵送により提出してください。

## 第1回 今、どのような検討をしているのか

町では、道の駅「田野駅屋」の再整備について、基本計画で掲げたコンセプトは維持しつつ、住民説明会でいただいた「施設の規模」「財政負担」「開業後の収支」などへのご意見を踏まえ、事業内容の再検証を行っています。

道の駅は、駐車場やトイレ、休憩スペース、道路・観光情報の提供といった基本的な機能に加え、地域製品の販売や飲食、観光案内などを通じて、町内への回遊や地域のにぎわいにつなげる役割が期待されています。一方で、施設の規模が大きくなるほど、整備にかかる費用だけでなく、開業後の人件費、光熱水費、維持管理費などの負担も大きくなります。そのため町では、必要な機能を確保しながら、町として将来にわたって責任を持てる規模や運営のあり方について、改めて検討しています。

### なぜ、再検証しているのか

これまでの住民説明会などでは、町民の皆さまから、施設の規模や事業費、将来の町負担、開業後の収支、既存商業への影響などについて、さまざまなご意見をいただきました。

町では、こうしたご意見を、再整備そのものへの賛否だけではなく、「町として将来も責任を持てる計画なのかを確認したい」という声として受け止めています。そのため、現在は、単に施設を大きくするか小さくするかではなく、必要な機能を確保しながら、田野駅屋の持続可能性を重要な視点として規模や事業内容とするための検討を進めています。

### これまでに確認してきたこと

町ではこれまで、来場者数の見込み、駐車場の必要台数、開業後の収支、運営に必要な費用などについて確認を行ってきました。また、実際に他の自治体で道の駅を運営している民間事業者との対話や第三者による評価も行い、施設の規模や機能、投資水準（※）、運営の持続可能性について検証を進めています。

（※）ここでいう「投資水準」とは、整備に係る費用だけでなく、開業後の維持管理費や人件費、長期的な収支の見通しも含めて、町として将来にわたって無理なく負担できる範囲かどうかを確認するものです。

これらは、道の駅に必要な機能を残しながら、過大な整備とならないよう、事業内容を具体的に整理するためのものです。

### 今、検討していること

現在、町が確認している主な点は、次のような内容です。

| 確認していること  | 内容  |
|-----------|---|
| 必要な機能     | 駐車場、トイレ、休憩、情報提供、地域製品の販売、飲食、観光案内など                 |
| 施設の規模     | 来場者数や駐車場の必要台数、維持管理費などに見合った規模か                     |
| 開業後の運営    | 人件費、光熱水費、維持管理費などを含め、継続して運営できるか                    |
| 投資水準・町の負担 | 整備費だけでなく、開業後の維持管理費や人件費、長期的な収支見通しを含め、町の負担が過大にならないか |
| 地域との関係    | 既存商業、生産者、観光施設などと連携し、町内への回遊につながるか                  |

道の駅は、整備して終わりではありません。開業後も長く使われ、町民や来訪者にとって利用しやすく、地域にとっても効果のある施設として運営していくことが大切です。

そのため町では、今後の負担や運営の見通しも含めて、慎重に確認を進めています。

### 今後、順次お知らせします

次回以降は、住民説明会などでいただいたご意見への受け止めや、必要な機能、施設規模、収支の考え方などを、テーマごとにお知らせしていく予定です。

これからは...

大人も子どもも自転車乗るなら

# ヘルメット!!

ご存知  
ですか?



道路交通法の改正により、令和5年4月1日から  
全ての自転車利用者のヘルメット着用が  
努力義務に!



**注意**

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方のうち、  
約6割が頭部に致命傷を負っています。

\*詳細は裏面参照

高知県交通安全推進県民会議  
事務局 (高知県文化生活部県民生活課)



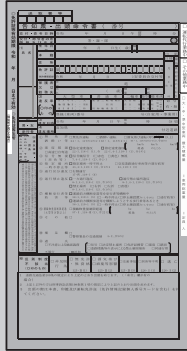
# 自転車の交通ルール

お問い合わせ先 総務課  
☎ 0887 (38) 2811

## 自転車の交通ルール

### 交通反則通告制度が自転車利用者にも適用されます！

交通切符 (赤切符)



反則切符 (青切符)



指導取締り方針は従来どおりです

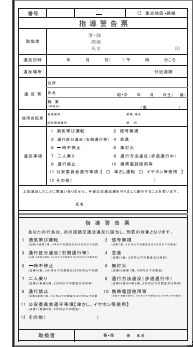
危険性が高い違反や警察官の指示に従わず違反行為を継続した者に対しては、積極的な取締りを行います。

16歳以上の自転車利用者が対象

ながらスマホは危険ですよ！



指導警告票



いわゆるイエローカードによる指導・警告も引き続き行います。

令和8年4月1日～

自転車利用者の交通違反は、これまで交通(赤)切符が適用されていましたが、比較的軽微で定型的な違反については、反則(青)切符が適用されるようになります。

### 反則(青)切符が適用される主な交通違反

自転車はどこを通行すればいいの？

通行区分違反・・・反則金 6,000円

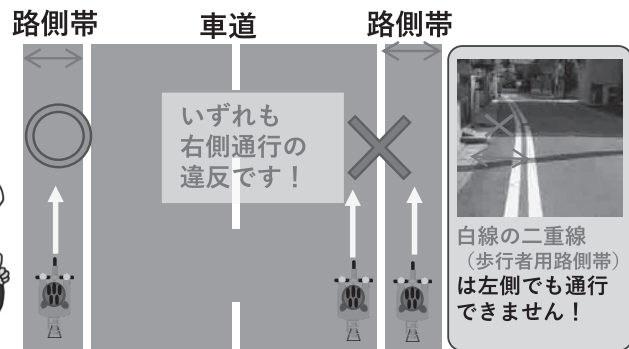


車道の左寄りを通行しましょう！

原則車道



歩道は基本的に通行できません!!



※左側の路側帯は通行できます

歩道上を通行出来る場合はあるの？

歩道通行時の通行方法違反・・・反則金 3,000円

|               |                     |                                      |
|---------------|---------------------|--------------------------------------|
| 歩道通行可の標識がある場合 | 子供や高齢者、身体障害者が運転する場合 | 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するため、やむを得ない場合 |
| 道路標識          | 13歳未満の子供            | 道路工事や駐車車両が多い等の理由で車道通行が困難な場合など        |
| 道路表示          | 70歳以上の高齢者           |                                      |

普通自転車は、左の表の場合には、歩道を通れます！



- ①歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
- ②歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

歩道は歩行者優先!

高知県警察 KOCHI PREFECTURAL POLICE

自転車ルールブック (警察庁)



### 信号無視 ……反則金 6,000円

どこの信号を見て、どこに止まればいいの？

※歩道進行時は歩行者用信号に従う

※歩行者用信号に補助板がある場合はこの信号に従う（車道進行時でもこの信号）

※車道進行時は車両用信号に従う

停止位置!!

停止位置!!

停止位置!!

従う信号が違うことに注意しよう！

自転車横断帯がある場所では、自転車横断帯を横断！

### 指定場所一時不停止等 ……反則金 5,000円

たとえ一時停止をしても、  
交差道路の車両等の通行を妨げれば違反となります！

止まれ STOP

### 公安委員会遵守事項違反 ……反則金 5,000円

イヤホン等を使用して安全な運転に必要な交通の音等が聞こえない状態で運転する行為

傘をさしたり、手に物を持つなど運転の視野を妨げたり、安定を失うおそれのある方法で運転する行為

### 携帯電話使用等違反 ……反則金 12,000円

通話しながら画面を見ながら運転する行為

ながらスマホは危険です!!

### 並進走行 ……3,000円

中学・高校生に多い違反です！

他の自転車と横並びで走行する行為

一列で走りましょう！

### 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） ……5,000円

帯屋町アーケードなど歩行者用道路を通行するときに、歩行者に注意せず、徐行しないなどの行為

軽車両を除く 歩行者優先です！

### 飲酒運転は交通（赤）切符が適用!!

**酒酔い運転**  
5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

**酒気帯び運転**  
3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

### 「かぶる」をあたりまえに!

全年齢に自転車ヘルメット着用の努力義務化!

自転車事故で亡くなった方の約7割が頭部を負傷しています。

飲酒運転は悪質な犯罪です!! 飲んだら乗らない!!



はじめまして！ひがしこうちの地域おこし協力隊、松村春恵です。

「県版地域おこし協力隊」として、ひがしこうち（芸西村から東洋町までの9市町村）の観光を盛り上げるべく「高知県東部観光協議会」で活動しています。

私たちは、各市町村や観光協会などと連携しながら、エリア全体の観光を推進するDMO（観光地域づくり法人）です。今回から、各市町村広報誌にて私たちの取り組みをお伝えさせていただけることになりました！

毎回少しずつ「ひがしこうちの今」を紹介していきますので、どうぞよろしくお願ひします！

## ■「北川村観光びらき 2026」に出展しました！



3月1日（日）に北川村「モネの庭」マルモットンで開催された「北川村観光びらき 2026」にて、アンケート調査と観光案内を行いました。当日は、県外から毎年来られているという方やお子さま連れの地元の方など、多くの方からご意見を聞くことができました。ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました！

### あなたの知っている「ひがしこうち」を教えてください！

当協議会では、より良い観光地域づくりのため、住民の皆さまを対象としたアンケートを行っています。皆さまの知っている地域の魅力や観光に対する率直な思いをお聞かせください。

いただいたご意見は住民の方と観光客の方の双方にとってより良い観光地域づくりのために活用させていただきます。

左のQRコードから、ぜひご意見をお聞かせください！



回答いただいた方の中から抽選で  
「ひがしこうちの素敵なもの」が当たります！

\*当選の発表は発送をもって代えさせていただきます。

自然のまま。ありのまま。  
ひがしこうち旅

一般社団法人高知県東部観光協議会

〒784-0042 高知県安芸市土居 82-1 安芸市役所内

TEL：0887 (34) 0866 FAX：0887 (34) 0865



令和4年11月24日、線路と道路の両方を走るDMV=デュアル・モード・ビーグルが結ぶ徳島県南部と高知県東部の自治体や観光団体などが連携して観光客の誘致を図るため、新たに「四国南東部広域観光連携協議会」を設立しました。

この取り組みの一環として、域内のイベント情報をご紹介します。ちょっと足をのばして出かけてみませんか。

## 各地のイベント情報

| イベント名                     | 開催時期・期間                             | 場所                                | お問い合わせ先  |
|---------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 「新編安田文化史」<br>刊行記念 やすだの化石展 | 3月14日(土)～<br>8月30日(日)<br>9:30～17:00 | 安田まちなみ交流館・和                       | 安田まちなみ交流館・和<br>0887 (38) 3047                              |
| むろとマルシェ<br>in 海の駅とろむ      | 6月6日(土)<br>10:00～15:00              | 室戸岬漁港                             | 室戸市観光ジオパーク推進課<br>0887 (22) 5161                            |
| 母川ほたるまつり                  | 6月6日(土)～<br>6月13日(土)                | 母川河川敷                             | 海陽町観光協会<br>0884 (76) 3050                                  |
| 拝宮農村舞台公演                  | 6月7日(日)<br>11:30～                   | 白人神社境内                            | 那賀町上那賀支所<br>0884 (66) 0111                                 |
| 第44回安芸全国書展                | 6月14日(日)～<br>8月9日(日)<br>9:00～17:00  | 安芸市立書道美術館                         | 安芸市立書道美術館<br>0887 (34) 1613                                |
| 内妻あじさい祭り                  | 6月中旬<br>10:00～                      | 内妻あじさいロード<br>(内妻コミュニティ<br>センター付近) | 牟岐町観光協会<br>0884 (72) 0065                                  |
| 土佐よさこい<br>ツーデーウォーク        | 6月27日(土)<br>6月28日(日)<br>8:30～       | 安芸市、芸西村、香南市                       | 安芸市商工観光水産課<br>0887 (35) 1011<br>芸西村企画振興課<br>0887 (33) 2114 |



(一社) みなみ阿波観光局  
イベント情報掲載



(一社) 高知県東部観光  
協議会イベント情報掲載

※内容の詳細については、上記お問い合わせ先までお問い合わせください。

## こども園

### 避難訓練をしました！



4月15日（水）に今年度初めての地震の避難訓練を行いました。年度初めということで、改めて地震が起きた時の避難の仕方や命を守る「カエルのポーズ」をみんなで確認したり、幼稚園の子どもたちは、防災頭巾をかぶる練習をしたりしました。簡単にかぶれると思いきや、初めての防災頭巾に年少児さんは「どうやってかぶるのかな？」とちよつと戸惑



いながら、かぶってみようとしていました。保育室で実際に地震が起きた想定で訓練を行い、「地震、怖いね」と揺れが収まるまでじつと動かずにカエルのポーズをする姿がありました。いつ起きるか分からない地震。毎月の避難訓練を通して大切な命を守ることを伝えていきたいと思えます。

## 小学校

### 避難訓練「全校」



4月15日（水）は、中芸高校、山田特別支援学校田野分校と合同で、避難訓練を行う予定でしたが、雨のため校内で避難訓練を行いました。事前に、地震・津波の恐ろしさや避難の仕方、普通教室・特別教室・体育館等からの避難経路の確認、ヘルメットの被り方等を学習しました。大きな地震の後、津波の心配があると



きは、中芸高校まで避難するので、後日の遠足の日には、全校で中芸高校の運動場まで行き、確認しました。今後も、一人でも避難できるよう、訓練を続けていきたいと思えます。ご家庭でも、いろいろな場面を想定し、どのように避難するのか話し合ってみてください。

# 中学校

## 桃山茶園一番茶摘み



4月19日(日)に、桃山茶園一番茶摘みを行いました。生徒、保護者、地域の方を含め、総勢100名程の参加があり、本年度は茶葉の生育もよく、昨年度よりも収量は大幅にアップしているようです。

今回は生徒会を中心に生徒達から「全校で前向きに取り組みたい」という提案がありました。これを受けて、全校生徒を縦割りの4グループに分けて茶摘みを行いました。

生徒達は、グループごとに茶葉の計量

を協力して行い、休憩や補食のタイミングも、自分達で話し合って決めました。

学年を越えたコミュニケーションが生まれ、楽しみながら茶摘みを行うことができました。また、3年生が1、2年生に声をけるなど、主体的に動く生徒の姿に、生徒の成長を感じることができました。今後もこのように、生徒たちが自ら考え行動することを大切にしていきたいと思えます。

参加していただいた地域、保護者の皆さま、どうもありがとうございました。

### 役場からのお知らせ

## ひとり親家庭への医療費助成

お問い合わせ先 住民福祉課  
☎ 0887 (38) 2812

ひとり親家庭の保護者等と18歳までの子どもの医療費の自己負担額を助成します。助成を受けるには、受給者証の交付申請が必要です。(前年所得を基に判断します。)

### 【申請に必要なもの】

- ①助成対象者(全員)の健康保険情報の確認できる書類
- ②申請者の本人確認書類(運転免許証など)等

※対象と思われる方は、住民福祉課までご相談ください。

### ●現在助成を受けている方へ

現在交付している受給者証の有効期限は令和8年6月30日です。5月下旬に更新書類をお送りしていますので、期限内に手続きをお願いします。手続きが遅れると、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

# 健康だより

## オーラルフレイル

これまで問題なく食べることができていた食べ物が噛みにくくなったり、飲み物でおせたり、滑舌が悪くなったりしていませんか。もしかして、それはオーラルフレイル（高齢になり、噛む力や飲み込む力などの口の機能の衰え）かもしれません。

オーラルフレイルをそのまま放置しておくと、食べる機能の障害に繋がり、健康な人に比べて、「身体的フレイル」「要介護認定」などのリスクが2倍以上になります。

お口の健康は、全身の健康にもつながります。いつまでも、噛んでおいしく食べられて、元気な体でいられるように、歯みがきや歯科治療などの口腔ケアや、口まわりの筋肉を鍛える「健口体操」を取り入れて、オーラルフレイルを防ぎましょう。

### ●頬の運動



### ●言葉の体操

「バ」「タ」「カ」をはっきり発音する



### ●舌の運動



高知県健康政策部保健政策課・高知県歯科医師会「自宅でやってみよう オーラルフレイル予防（健口体操）」より

## 田野病院だより

田野病院 地域医療連携室 曾我 遙（ソーシャルワーカー）

### 地域医療連携室ってどんなところ？

田野病院には、患者さんやご家族の「困った」「どうしよう」に寄り添う専門部署として、**地域医療連携室**があります。病気の治療はもちろん大切ですが、退院後の生活や介護、経済面の不安など、医療だけでは解決できない悩みを抱える方は少なくありません。そんな時に気軽に相談できる“病院の相談窓口”が地域医療連携室です。

地域医療連携室には、**ソーシャルワーカー**という専門職が在籍しています。ソーシャルワーカーは、患者さんやご家族の思いに耳を傾け、生活面・制度面の課題を一緒に整理し、必要な支援につなぐ役割を担っています。医師に聞きづらいこと、誰に相談すればよいかわからないことでも大丈夫です。ご本人だけでなく、ご家族だけの相談も可能です。

相談内容は多岐にわたります。「退院後の生活が不安」「介護サービスの使い方がわからない」「施設を探したい」「医療費が心配」「制度について知りたい」など、生活に関わるあらゆる相談を受け付けています。必要に応じて、地域の診療所や介護事業所、行政とも連携し安心して暮らせる

環境づくりをサポートします。また、退院前には自宅を訪問し、生活動作が可能かどうかを確認するなど、退院後の生活を見据えた支援も行っています。

**相談は無料で、予約なしでも対応可能**ですが、不在時もありますので、事前にお電話で日時を調整させていただければ、お待たせせずに対応することができます。個人情報適切に守られますので、安心してご相談ください。相談のタイミングは、「入院が決まったとき」「退院が近づいたとき」「生活に不安を感じたとき」「ちょっと困りそうだと思ったとき」など、いつでも構いません。早めの相談が、安心につながります。

私たち地域医療連携室は、患者さんが**住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられること**を大切にしています。一人で悩まず、どうぞお気軽に声をかけてください。



【開館時間】9:00～18:00

日曜のみ8:00～18:00

※展示室への入室は閉館30分前まで

■お問い合わせ先

高知県立高知城歴史博物館

☎ 088(871)1600

FAX 088(871)1619

HP: https://www.kochi-johaku.jp/

犯罪被害に関する出張法律相談のお知らせ

こうち被害者支援センターでは、犯罪や性暴力の被害に遭われた方々を対象に、出張法律相談を実施しています。偶数月は東部地区(安芸市)にて、当センター登録弁護士および犯罪被害相談員が相談をお受けします。相談は無料です。ご利用の際は、事前申し込みをお願いします。

【場所】安芸総合庁舎2階会議室等(安芸市矢ノ丸1丁目4-36)

※変更になる場合があります

【日時】偶数月第3火曜日 13:30～15:30

6/16、8/18、10/20、12/15、2/16

■お問い合わせ先

認定NPO法人こうち被害者支援センター

☎ 088(854)7511

(平日9:00～17:00)

【共催】法テラス高知、高知県

企画展関連行事

(1) 記念講演会「帝国議会開設後の板垣退助の政党論と政党指導」

【日時】8月16日(日)14:00～15:30

【講師】真辺美佐氏(立正大学教授)

【定員】80名(先着順)

【会場】当館1階ホール

【申込受付開始】6月3日(水)9:00

(2) 学芸員講座「幕末の板垣退助」

【日時】7月12日(日)14:00～15:30

【講師】高木翔太(当館学芸員)

【定員】80名(先着順)

【会場】当館1階ホール

【申込受付開始】6月3日(水)9:00

(3) 刀について知ろう!

はじめての居合体験!

高知に伝わる居合の流派と板垣退助の意外な関わりについて紹介。先生に教わりながら、刀の扱いを体験してみよう!

【日時】8月1日(土)10:00～12:00

【講師】氏原俊一氏(無双直伝英信流師範)

【対象】小中学生

【定員】20名(保護者の同伴可/抽選)

【集合場所】高知県立武道館剣道場

【申込受付開始】7月1日(水)9:00

(4) 学芸員による展示解説会

【日時】7月18日(土)、8月23日(日)、9月6日(日)いずれも10:30～11:00

【会場】当館3階展示室

※要展示観覧券(申込不要)

i お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

高知城歴史博物館 催しのお知らせ

企画展 猪突猛進!幕末の板垣退助

戊辰戦争の英雄、自由民権運動の指導者、板垣退助はなぜ人々に慕われてリーダーになれたのか?

幕末の動乱期を生き抜いた退助の知られざる前半生をご紹介します。

【開催期間】

6月27日(土)～9月6日(日)

【観覧料】800円

(高知城とのセット券1,040円)

※高校生以下無料、県内65歳以上の方無料



御侍中先祖書系図牒(板垣退助の経歴書など)

高知県立高知城歴史博物館蔵

板垣退助所用のトランク

現存する日本最古のルイ・ヴィトン 小山朝和氏所蔵/高知市立自由民権記念館保管

俳壇 俳句会花野

水揚げり鋤打つ農夫の逞しき  
品定めして柵切りの初鯉

中野 鱒魚

波の音ふるさとの音親の声  
風強く小鳥のさえずり聞きずらい

西岡 ミツ子

山々の色塗り替えて椎の花  
早起きも手持無沙汰や梅雨しげし

西岡 虚空

虎杖や良心市に束ねあり  
小祠と石碑の並ぶ若葉雨

清岡 恵美

海原へ鯉幟立つ東部線  
風光るしびれる指に草強し

横田 栄子

足痛も忘れてちぎるエンドウ豆  
妻と娘はどこか似ている山桜

公文 粹正



マイケル ロー  
Michael Rowe

## 日本でのロードトリップ、アメリカでのロードトリップ

6月になると、2024年に友人と東北をロードトリップ（車での旅）したことを思い出します。公共交通機関が発達している日本で、あえて車で長距離を移動するのは、私にとって新鮮な体験でした。

茨城県常陸太田市を出発して夜中に山形県米沢市に到着し、翌朝、上杉神社を参拝してすぐに秋田県へ向かいました。山や緑、トンネルが続く景色を眺めながら、道の駅でサクランボを買い、いつの間にか秋田市に到着。その後は岩手、宮城、そして帰りに福島を通りました。走行距離計を見ると、すごい数字になっていました。

アメリカのロードトリップは、日本とはまず距離とスピードの感覚が違います。完全な車社会のアメリカでは、高速道路の平均速度は約112km/h（70マイル）です。幼い頃、アラバマ州からフロリダ州の親戚を訪ねるために1,300キロも運転したことがありました。日立市から田野町まで運転した際も約1,000キロでしたが、日本を縦断するようなこの距離も、アメリカでは「隣の州へ行く」くらいの感覚なのです。

道の駅やサービスエリアが充実している日本でのドライブはとても快適です。一方、ハイウェイが延々と続くアメリカでの運転は、まるで「マラソン」のような過酷さがあるかもしれません。



カラム クラーク  
Callum Clarke

## 世界一長い地名に挑戦！

世界には、一度ではとても覚えられないような、不思議で長い地名があります。

まずは、イギリスのウェールズ北部にある「スランヴァイルプルグウィンギルゴゲリフウィンドロブルスランティシリオゴゴゴッハ」という村です。

これは実際に人が暮らしている町としては、世界で最も長い名前だと言われています。この名前には「赤い洞窟の聖ティシリオ教会の隣にある、激しい渦巻きの近くの白いハシバミの窪地にある聖マリア教会」という、驚くほど具体的な意味が込められているんですよ。

さらに驚くことに、世界にはこれよりも長い地名が存在します。それはニュージーランドにある「タウマタファカタンギハンガコアウアウオタマテアトウリプカカピキマウンガホロヌクポカイフェヌアキタナタフ」という丘の名前です。

もはや読むことさえ一苦労ですが、これが公式に「世界で最も長い地名」として認められています。地図に書き込むのも一苦労ですよ。皆さんは、一息で噛まずに言えるでしょうか？ぜひ挑戦してみてください！



ケイリー メンデルマン  
Kaylee Mendelman

## シックスティーンについて

アメリカには、「スウィート16（シックスティーン）」と呼ばれる特別な誕生日のお祝いがあります。アメリカの多くの州では、16歳は車の運転免許が取得できたり、アルバイトができるようになったりする年齢です。そのため、このパーティーには伝統的に「ティーンエイジャーが大人への一歩を踏み出す」ことを祝うという意味が込められています。

スウィート16の誕生日は、家族にとっても本人にとっても一大イベントです。ダンスホールを貸し切ったり、何週間も前から招待状を郵送したりすることもあります。時には100人以上のゲストを招くような大規模なパーティーになることも珍しくありません。会場にはDJが入り、ダンスフロアやたくさんの料理、そして豪華なデザートが用意されます。

友人や親戚たちはフォーマルな服装で出席し、主役の男の子や女の子にプレゼントを贈ります。パーティーは非常に華やかで、2005年には「My Super Sweet 16」というリアリティ番組も人気を集めました。これは裕福な家庭が、娘の16歳の誕生日のために望むものを何でも叶えてあげるという番組です。見ているだけでもとても面白いので、興味があればぜひチェックしてみてくださいね！





# らいいん通信

◆◆◆◆◆  
田野町立図書館  
(ふれあいセンター1階)  
☎ 0887(32)1080  
開館/9:30~18:00  
休館/毎週月曜日  
祝祭日  
年末年始

◆◆◆◆◆  
図書館ホームページ



◆◆◆◆◆  
図書館SNS



## NHK大河ドラマ「ジョン万次郎」放送決定！

4月、高知県民にとつてうれしいニュースがありました。高知出身の偉人のひとり・ジョン万次郎を主人公としたNHK大河ドラマが、2028年に放送されることが決まったということです！

1827年に土佐清水市の貧しい漁師の家に生まれた万次郎は、14歳のときに漁に出た際、しげに合い仲間とともに遭難・漂流することになります。漂着した無人島・鳥島で、過酷なサバイバル生活を強いられることとなります。その後、アメリカの捕鯨船ジョン・ハラウンド号に発見され、無事救助されますが…。

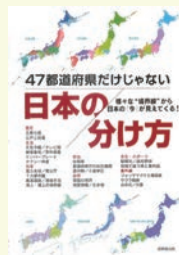
のちに、日米の架け橋として活躍したジョン万次郎。坂本龍馬や板垣退助、岩崎弥太郎らにも多大な影響を与えたといわれるその生涯をドラマで観られるのが楽しみです。田野町立図書館では、放送開始に向けて「ジョン万次郎のことを知りたい！」という方のために、関連本を集めた展示を行っていますので、ぜひ活用ください。



## 新刊本のご案内

一般図書

ピックアップ

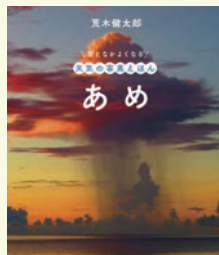


『47都道府県だけじゃない日本の分け方』  
成美堂出版編集部 / 編  
(成美堂出版)

市外局番、ナンバープレート、地域手当、生き物、味と食料品…。都道府県や市区町村以外の日本の様々な「区分け」をカラー地図で見やすく紹介。社会の仕組みや地域性を深掘りする。

児童書

ピックアップ



『あめ』  
荒木健太郎 / 文・写真・絵  
(金の星社)

雨はどこからやってきて、どこに行くの？雨のしくみをはじめ、雨を降らせる雲・積乱雲、くもりや雨の日の多い季節・梅雨の雲の様子、雨あがりの空でできやすい虹などを写真で紹介！

### 【一般図書】

- 『子どもに習い事をさせたいと思ったら知りたいことが全部のつる本』石田勝紀 / 監修、主婦の友社 / 編(主婦の友社)
- 『集中力を爆上げするカフェインの教科書』田原優 / 著(日本能率協会マネジメントセンター)
- 『70歳からの簡単スマホカメラ便利帖』川島玲子 / 著(インプレス)
- 『夏井いつきの俳句添削事典』夏井いつき / 著(朝日出版社)
- 『被告人 A』中山七里 / 著(小学館)
- 『八州の風手控え帳』あさのあつこ / 著(文藝春秋)
- 『ウチの共有不動産探めてます！』桂望実 / 著(KADOKAWA)

### 【児童書】

- 『ポプラディアアラス日本の伝統文化(全4巻)』(ポプラ社)
- 『身近な危険オーバードーズと依存症(全3巻)』松島恵利子 / 著、松本俊彦 / 監修、スタジオ葉山 / マンガ(汐文社)
- 『ぎゅうきゅうしやしゅつどう！』はっとりひろき / 作(交通新聞社)
- 『いきなりだれかに声をかけられたら』松沢ゆきこ / 絵、宮田美恵子 / 監修(少年写真新聞社)
- 『くまのあいだにるをふやすと』あわい / え(汐文社)
- 『かふと』藤川智子 / 作(講談社)
- 『あさといえは…』新井洋行 / 作(アルファポリス)



# くらしの カレンダー



町民税県民税（1期）の納付期限は、6月30日（火）です。  
期限までに納付しましょう。



| 日   | 月  | 火  | 水                       | 木   | 金                                   | 土                                 |
|---|--|--|-------------------------|---|-------------------------------------|-----------------------------------|
|   | <b>1</b><br>人権擁護委員の日<br>人権相談 ぷ<br>10:00~15:00 住福 | <b>2</b><br>旧保育所開放<br>9:00~13:00 住福<br>英会話教室 ぷ<br>19:00~ 教委                        | <b>3</b>                | <b>4</b>  | <b>5</b><br>特定検診 ぷ<br>8:30~15:00 住福 | <b>6</b>                          |
| <b>7</b>  | <b>8</b>   | <b>9</b><br>旧保育所開放<br>9:00~13:00 住福<br>英会話教室 ぷ<br>19:00~ 教委<br>6月議会定例会<br>9:00~ 議会 | <b>10</b><br>児童手当支給日 住福 | <b>11</b><br>6月議会定例会<br>9:00~ 議会                                    | <b>12</b><br>狂犬病予防接種<br>9:00~ 住福    | <b>13</b>                         |
| <b>14</b>   | <b>15</b>  | <b>16</b><br>資源回収の日<br>旧保育所開放<br>9:00~13:00 住福<br>英会話教室 ぷ<br>19:00~ 教委             | <b>17</b>               | <b>18</b><br>行政相談 老 総務<br>13:00~16:00<br>0・1・2 おはなし会 ぷ<br>10:30~ 図書 | <b>19</b>                           | <b>20</b><br>おはなし会 ぷ<br>10:30~ 図書 |
| <b>21</b>   | <b>22</b>  | <b>23</b><br>旧保育所開放<br>9:00~13:00 住福<br>英会話教室 ぷ<br>19:00~ 教委                       | <b>24</b>               | <b>25</b>   | <b>26</b>                           | <b>27</b>                         |
| <b>28</b><br>大野モーニング会<br>(大野集会所)<br>8:00~11:00 地振 | <b>29</b>  | <b>30</b><br>旧保育所開放<br>9:00~13:00 住福<br>英会話教室 ぷ<br>19:00~ 教委                       |                         |   |                                     |                                   |

## 7月の主な予定

**16日** 人権相談 ぷ 住福  
行政相談 ぷ 総務  
13:00~16:00

**16日** 献血 ぷ 住福  
14:00~16:00

【凡例】 役 役場 ぷ ふれあいセンター 老 老人福祉センター  
※予定は、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 広報たの配信中！

広報たのは、町ホームページや地域特化型電子書籍ポータルサイト『kochi ebooks』でも閲覧できます。



高知県の情報ポータルサイト



|                |            |          |         |             |         |            |         |
|----------------|------------|----------|---------|-------------|---------|------------|---------|
| 連絡先一覧          | 市外局番(0887) | 総務 総務課   | 38-2811 | 住福 住民福祉課    | 38-2812 | 地振 地域振興課   | 37-9316 |
| 産建 産業建設課       | 38-2813    | 議会 議会事務局 | 38-6966 | 教委 教育委員会事務局 | 38-2511 | 図書 図書館     | 32-1080 |
| こども 認定こども園田野っ子 | 32-1151    | 小学 田野小学校 | 38-2109 | 中学 田野中学校    | 38-2408 | 社協 社会福祉協議会 | 38-5325 |

## 表紙の 写真



令和8年5月1日（金）、田野小学校1年生を対象とした歩行者交通安全教室が開催されました。当日は、安芸警察署交通課警察官、田野町交通指導員の皆さまにご協力いただき、交通ルールを始め、歩行時の安全確認について学ぶ機会となりました。

表紙の写真を募集しています。  
「広報たの」の表紙に使用する写真を募集しています。  
発行日の概ね2ヶ月前が応募メ切です。  
8月1日発行号掲載写真のメ切は6月25日（木）です。  
応募に関するお問い合わせは総務課まで。